解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日に移行期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月七日

東京都千代田区二番町一一番地一〇

財団法人未来産業技術研究振興財団

代表清算人　牛丸　貞夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年二月六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月七日

滋賀県高島市今津町天増川五五七番地

浄慶寺

清算人　中河　吉雄

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年一月三十一日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月七日

和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町二一六〇番地

かつらぎ町土地開発公社

清算人　豊岡　博行

配当公告

富山県黒部市田家新一四四〇番地

破産者　株式会社木下食品

右の者に対する富山地方裁判所平成二十四年（フ）第一八六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五〇一、九四一、七六〇円

一、配当することのできる金額

金四七、二九〇、四一〇円

平成二十六年三月七日

富山市磯部町二丁目三番二六号

破産管財人　栗本　正貴

配当公告

大阪市中央区本町一丁目五番六号

破産者　日東トラベル株式会社

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十五年（フ）第一七五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三七〇、三五二、一六六円

一、配当することのできる金額

金三二、八二九、四八三円

平成二十六年三月七日

岡山市北区富田町一丁目八番六号片桐ビル二階

破産管財人　桑島　幹雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市清田区平岡四条三丁目九六番地二一四、最後の住所北海道北広島市大曲南ヶ丘一丁目四番地　リーセント大曲Ｂ―八一〇号

被相続人　亡　佐々木正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月七日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目四　南大通ビルアネックス四階　弁護士法人誠信法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　和晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市乙部一八地割六二番地、最後の住所岩手県盛岡市東新庄一丁目一一番八号

被相続人　亡　大櫻　拓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月七日

岩手県盛岡市大通三丁目二番八号　岩手県金属工業会館七階　みちのく法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細川　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県伊具郡丸森町大内字山屋敷八八番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　瀧野　善重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月七日

宮城県仙台市青葉区国分町一―七―一八　白蜂広瀬通ビル七階

相続財産管理人　関野　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形市大字中野目二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　竹村　ミヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月七日

山形市旅篭町三丁目三番四二号　山川ビル二階　むかいだ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　向田　敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市稲荷台町三〇三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　堀江　武美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月七日

群馬県高崎市金古町一九〇三番地二二

相続財産管理人　松本　紀佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県大網白里市南玉三八四番地八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡辺千恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月七日

事務所千葉市中央区中央四丁目八番八号　日進ビル七階あおばの風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中由美子

官報配信データの電子署名について

平成26年3月7日　東京都港区虎ノ門2－2－4　独立行政法人国立印刷局

1　はじめに

印刷物である官報及びインターネットでご利用される官報をご覧いただくこととは別に、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの配信データ（以下「官報データ」と言います。）に付した電子署名の検証を行う方にお知らせします。

2　証明書の処理

官報データに付した電子署名の公開鍵証明書について、定期更新により不使用となったことから失効処理を行いました。

3　失効情報

シリアル番号　05ba、失効日時　2014年2月27日　9時37分41秒、発行者　SecureSign Public CA11, Japan Certification Services, Inc., JP、失効情報確認先　http://ssignadcrl01.jcsinc.co.jp/repository/crl/sca1.crl、確認可能期間　2014年3月23日　13時48分00秒まで。

第67期決算公告

平成26年3月7日

京都市下京区四条通り堀川西入唐津屋町530番地

比果産業株式会社

代表取締役社長　比果憲一郎

貸借対照表の要旨　（平成25年12月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,904,507	流動負債	3,479,782
固定資産	909,092	固定負債	460,717
繰延資産	2,636	**負債合計**	**3,940,499**
		株主資本	875,736
		資本金	90,000
		資本剰余金	28
		資本準備金	28
		利益剰余金	785,708
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	763,208
		（うち当期純利益）	（52,155）
		純資産合計	**875,736**
資産合計	**4,816,236**	**負債・純資産合計**	**4,816,236**